

監査報告書

令和6年5月21日

学校法人四徳学園
理事会 御中

学校法人四徳学園

監事 内田雄治 印

監事 北澤英男 印

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づき、学校法人四徳学園における令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）の業務ならびに財産の状況について監査を実施しました。

監査の結果、業務執行は適切であり、計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書等）ならびに財産目録は、適法かつ正確に会計処理が行われており、業務または財産に関し不正の行為または法令に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上、監事として監査報告いたします。